

## 所得調査にご協力ください

厚生労働省からの通知により、「国民健康保険組合の被保険者に係る地方税法の規定による市町村民税の課税標準額の調査」を実施することとなりました。

この調査は、所得調査と呼ばれ、国民健康保険組合に対する国庫補助額の算定のための基礎資料となるものです。調査対象は全組合員ではなく、抽出された組合員とその家族です。（厚生労働省の定める一定の抽出方法で、熊本県により抽出されます。）

7月初旬に、対象の組合員様宛に文書にてお知らせいたします。ご理解とご協力の程よろしくお願い申し上げます。

### 保険料の変更

平成26年4月より**保険料**が変わりました！

#### ●医療分保険料

甲種組合員

**所得割額**

社保・国保の前年診療報酬に1,000分の4を賦課

※最高限度額 40万円

均等割額は変更なし

ただし、申請により減額される額が変更されます。

乙種組合員

均等割額

**8,500円**  
新

← 7,000円  
旧

乙種組合員  
(勤務医)

均等割額

**11,500円**  
新

← 9,500円  
旧

● **後期高齢者支援金分保険料**※

全ての保険者  
(0歳以上75歳未満)

**3,400円**  
新

← 3,200円  
旧

● **介護保険料**

第2号被保険者  
(40歳以上65歳未満)

**3,600円**  
新

← 3,400円  
旧

**保険料の月額**

種別	介護 保険料	月額	内 訳
			(医療給付分+後期高齢者支援金分+介護)
甲種組合員	あり	<b>23,000</b> + 所得割額	所得割額+16,000 + 3,400 + 3,600
	なし	<b>19,400</b> + 所得割額	所得割額+16,000 + 3,400
乙種組合員	あり	<b>15,500</b>	8,500 + 3,400 + 3,600
	なし	<b>11,900</b>	8,500 + 3,400
勤務医	あり	<b>18,500</b>	11,500 + 3,400 + 3,600
	なし	<b>14,900</b>	11,500 + 3,400
甲乙種家族	あり	<b>11,000</b>	4,000 + 3,400 + 3,600
	なし	<b>7,400</b>	4,000 + 3,400

■ 当月分の保険料は、**当月の24日に引き落とし**となります。

(24日が土・日・祝日の場合は翌営業日)

■ 保険料の明細書は、月末の発送物に同封いたします。

**加入・喪失のご連絡は14日以内に！**

**喪失の場合は、喪失届けと一緒に必ず被保険者証をご返却ください。**

**資格を喪失(退職等)された時点で被保険者証は使用できません。**

(喪失後受診など医療機関とのトラブルが起っています。)

**資格喪失後、組合の保険証を使って医療機関で受診された場合は、組合が負担した医療費(年齢により7~9割)を返還していただきます。**

## 出産育児一時金の申請

妊娠・出産は病気とみなされないため、正常な分娩の場合は健診費用や分娩費用等は全て自費扱いになります。高額となる出産費用の一部をまかなうのが「出産育児一時金」です。

組合に加入している人が出産した場合、**1児につき42万円**※が支給されます。  
(妊娠85日以上であれば、生産、死産、流産の別は問いません)

※ 産科医療補償制度に加入している分娩機関でお産をした場合。それ以外の場合は39万円

### 申請方法

#### ① 原則、直接病院と「合意文書」を交わしていただきます

原則として、組合員の方が直接病院と「合意文書」を交わしていただくことで、**当組合から直接病院等**に出産育児一時金等が支払われます※(直接支払制度といいます)。

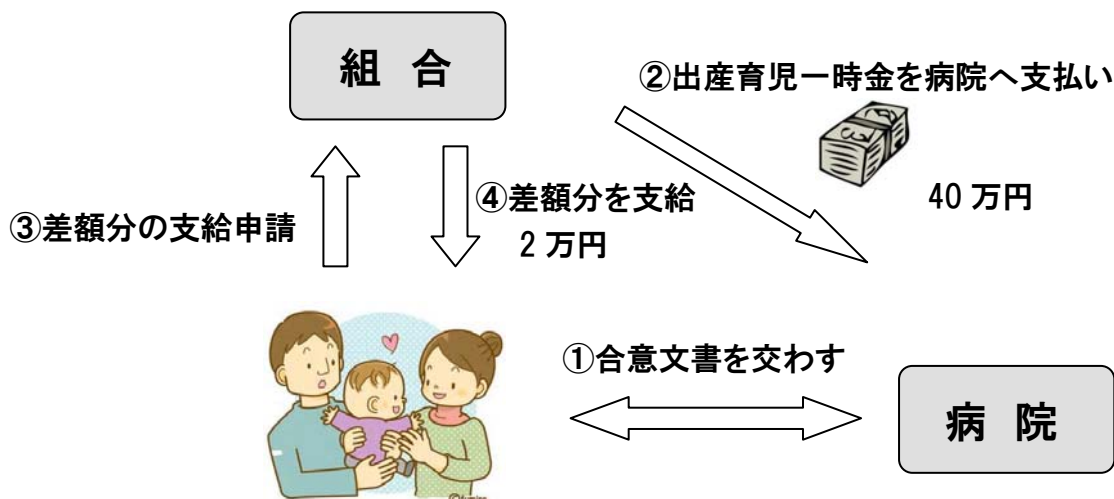
※ 直接支払制度を希望されない場合は出産後に組合員に支払う制度をご利用頂くことも可能です。その場合、一旦全額を病院等にお支払い頂くことになります。

#### ② 差額分が生じた場合、当組合に申請ください

出産にかかった費用が**出産育児一時金の支給額未満であった場合**には、その差額分は後日、組合員の方から当組合に請求することにより支給されます。

### 支払いの流れ

例) 出産費用に40万円かかった場合



## 限度額適用認定証の交付

70歳未満の人と70歳以上の非課税世帯の人が、入院や手術などで医療費が高額になりそうな時に、**事前に組合で認定証の交付を受けて、保険証と一緒に医療機関等に提示する**ことで、1ヶ月の保険内診療の一部負担額が自己負担限度額までに軽減され、ご用意いただく金額が少なくて済みます。

※ 認定証の交付には申請が必要です。

認定証を **1** 提示する場合と **2** 提示しない場合の一部負担額の比較

例) 1ヶ月の医療費が100万円(所得区分:一般、窓口負担割合3割)

**1** 提示する場合 一部負担額は 87,430円

※計算方法は、下記の式で計算します。

$$80,100円 + (1,000,000円 - 267,000円) \times 1\% = 87,430円$$



所得区分	自己負担限度額
上位所得者	150,000円 + (医療費 - 500,000円) × 1%
一般	80,100円 + (医療費 - 267,000円) × 1%
低所得者	35,400円

過去1年間の適用が4回以上になるときは、4回目以降の自己負担限度額が減額されます。

**2** 提示しない場合 一部負担額は 300,000円



提示する場合の一部負担額

認定証を提示しない場合は、医療機関等の窓口で300,000円を支払い、当組合に**高額療養費**※の申請をすると、212,570円が払い戻されます。

※高額療養費に該当すると思われる方には、入院・外来されてから約2ヶ月後に組合より申請書を送付いたします。